

建築計画概要書作成上の注意点

建築計画概要書の記載方法は建築確認申請書の記載方法に準じますが、以下の点に注意して作成してください。

【共通事項】

- ・訂正印、修正液、砂消し等による訂正はしないでください。(記載内容を補正する場合は差替えてください。)

【第一面】

- ・建築主の電話番号は記載しないでください。

【第二面】

- ・ 10 m²以内の建築物がある場合は 21 欄に建物名(物置等)及び床面積を記載してください。
- ・ 計画変更の場合は 21 欄に変更の概要を記載してください。
- ・ 中間検査対象建築物のうち除外規定の適用を受ける場合は 21 欄にその旨を記載してください。

【第三面】

- ・記載する文字等は読み取れる大きさと鮮明なものとしてください。
- ・線と文字、文字と文字の重なりがないように記載してください。
- ・第三面について図面の貼付はしないでください。（印刷したものとしてください。）
- ・配置図には建築物内部の間取りを記載しないでください。
- ・配置図には以下の事項を明示してください。
 - ☐ 方位(北側斜線制限等の検討が必要な場合は真北方向の角度)
 - ☐ 縮尺
 - ☐ 敷地の境界線（隣地境界線・道路境界線等の別）
 - ☐ 建築物の位置（境界等からの寸法）
 - ☐ 建築物（塀等を含む）の外形
 - ☐ 申請建築物とその他の建築物の別（増築の場合は既存部分と増築部分の別）
 - ☐ 擁壁の位置
 - ☐ 擁壁の構造
 - ☐ 擁壁の既存・新設の別
 - ☐ 道路の種別（「法第 42 条第 1 項第 1 号道路」等、位置指定道路については指定年月日・番号）
 - ☐ 道路中心線
 - ☐ 道路の幅員
 - ☐ 法第 42 条第 2 項の道路の後退線
 - ☐ 敷地と道路が接する長さ
 - ☐ 令第 130 条の 12 の適用を受ける場合は、この規定による後退線
 - ☐ 敷地及び敷地の周囲との高低差
 - ☐ 敷地の路地状部の長さ及び最小幅
 - ☐ 用途地域の境界線
 - ☐ 都市計画施設の境界線
 - ☐ 建築物の周囲に島根県条例 4 条の 4 のかけがある場合は、かけに対する措置等
 - ☐ 主要な出入口（島根県条例第 6 条から第 8 条が適用される建築物）
 - ☐ 島根県条例第 6 条、第 8 条及び第 9 条のただし書きの適用を受ける場合は、通路、空地の位置及び寸法